

お客さま 各 位

令和 7 年 4 月
豊橋信用金庫

「口座管理法」および「口座登録法」に基づく手続きの開始について

平素は、当金庫に格別のご愛顧を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、令和 7 年 4 月 1 日より「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の預貯金口座の登録等に関する法律」（以下「口座登録法」）と「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（以下「口座管理法」）の一部が施行されます。

記

■ 口座管理法（預貯金口座付番制度）

令和 7 年 4 月より、お客さまの希望により、一度に複数の金融機関の預貯金口座へ、個人番号（マイナンバー）のお届出（口座付番）を行うことが可能となります。（※同制度における「マイナンバー」のお届出は「任意」です。）

また、マイナンバーを届出いただいているお客さまは、相続時や災害発生時にマイナンバーを付番している預貯金口座の情報が確認できるようになります。

■ 口座登録法（公金口座受取登録制度）

令和 7 年 4 月より、金融機関でも公金受取口座を登録できるようになります。公金受取口座を登録しておくことにより、緊急時の給付金、年金、児童手当や所得税の還付金等のスムーズな申請・給付が受けられます。

● [口座管理法（デジタルリーフレット）](#)

● [口座登録法（デジタルリーフレット）](#)

以 上